

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	(1) 病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり基準単価を133千円とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。 (2) 以下のいずれかを満たす場合は、1床当たり基準単価を266千円とする。 ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。 イ 面接指導実施医師が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。	別記2に定める「医師労働時間短縮計画」に基づき、特定労務管理対象機関の指定（または指定を受ける予定の）医療機関が実施する取組に必要な次に掲げる経費 ただし、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得し、その加算の対象範囲となっている費用については、補助の対象外とする。 資産の形成につながらない費用 （人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費） 資産の形成につながる費用※ （委託料、工事費又は工事請負費、備品購入費） ※資産の形成につながる費用とは、医療法人会計基準若しくは病院会計準則に基づいて作成する貸借対照表等で有形固定資産又は無形固定資産として計上されるものをいう。	別記2に定める県内の病院もしくは診療所（歯科診療所を除く。）の開設者	資産の形成につながらない費用 10/10 資産の形成につながる費用 9/10